

## VII. 今後の課題と研究の必要性

### 1. 野鳥と鳥インフルエンザに関する現状と課題

(渡辺ユキ)

#### (1) 野鳥と鳥インフルエンザについての現状認識の要点

- ・ 「高病原性」鳥インフルエンザは基本的に家禽、特にニワトリの疾病である。
- ・ 海外も含め、これまで野鳥から高病原性ウイルス株は例外的にしか分離されておらず、自然に生活している野鳥が、直接高病原性鳥インフルエンザ流行の引き金となったり、感染拡大に寄与したという証拠はまだない。
- ・ N5N1 亜型を始めとする高病原性株が現在、アジア諸国では常在化したと考えられる。
- ・ H5 亜型ウイルスが野鳥に感染して大量死が起きるかどうかは、現在のところわからない。
- ・ 今回の鳥インフルエンザ国内発生では、一般社会に誤った理解と行き過ぎた行動が一部で起きた。

#### (2) 今後の課題と方向性

##### 1) 科学的な情報を公開する必要性について

- ・ 野鳥と鳥インフルエンザに関する専門機関が無く、正確な情報が不足している。体系的に情報を収集分析し、公開する体制の必要がある。

##### 2) 人材の教育と配置について

###### ① 鳥類研究者

- ・ 鳥研究者や野鳥に関わる人材への十分な鳥感染症に関する教育を行うことにより、研究者自身が科学的な知識に基づく自覚ある行動がとれるようになることが今後必要とされる。
- ・ 同様の発生が遠からずある事が予想されるので、今のうちに調査に従事する可能性のある野鳥関係者への教育や二次的感染拡大を起さぬ為の慎重な調査体制を確立し、備える必要がある。

###### ② 行政、獣医師

- ・ 発生が起きた場合、一次受け入れ対応をする行政や獣医師に、野鳥（野生鳥獣）の種の識別ができ、取り扱いについての知識を持ち、教育を受けた専門官の配置が必要である。

##### 3) 緊急調査実施内容と体制の不足点について

- ・ 輸入ルートの詳細な確認や、輸送ルート、即ち、人と輸送手段の確認、流通畜産品、生きた鳥、検疫対象外品（羽製品、鶏糞肥料等）の検査等、物流面からの感染ルート解明調査が不十分である。
- ・ 補償による自主報告のみに発生の検出を頼らず、養鶏場への予防的検査体制を強化する必要がある。現在の通常時モニター検査数は必ずしも充分とはいえない。
- ・ 生きた鳥類、検疫対象外鳥類、汚染可能性のある関連品等の輸入時検査体制を見なおし、感染の水際侵入防止体制をより強化する必要がある。

##### 4) 野鳥の調査や研究の体制と方向性について

- ・ 疑われる症例や大量死がある時には、報告による被害動向の確実な把握と原因検査が行われ、情報や結果が集約化される体制を確立し、野鳥と家禽双方に影響が起きないようにす

- る。
- ・ 野鳥の被害可能性について、鳥種毎の感受性有無等できるだけ情報を収集分析して予測を立て、ハイリスクな種があれば備えるとともに、特に希少種についてはできるだけ早急に感染発生時の指針作成が必要である。
  - ・ 将来的には、野鳥の生態情報も含め、野鳥の感染症に関する科学的情報がいつでも取り出せるような情報開示システムの構築と研究体制の実現が必要である。

## 2. 野鳥の鳥インフルエンザに関する法律の解説メモ

(渡辺ユキ)

野鳥の鳥インフルエンザについて、直接規定している法律は現在のところない。関連法令の概要および関連省庁での扱いは以下の通りである。

### ● 農林水産省

#### ・「家畜伝染病予防法」

家禽の鳥インフルエンザについて述べられている。家禽とは鶏、あひる、うずら、七面鳥、なので、これ以外の愛玩鳥と野鳥は対象外。防疫上の対応は、高病原性（H5 と H7 亜型）と低病原性（それ以外の亜型）に分けて決められており、今回の防疫マニュアルは、この法律に基づいている。なお、ガチョウは国内発生においては家禽の対象外だが、輸入検疫時は家禽の対象に入る。

#### ・「獣医師法」

家畜と一般飼育動物を任務の対象としている。鳥については家禽を主とし、野鳥は全く任務対象外である。その他の愛玩動物、飼育動物等の獣医療に関する関連法案についても、鳥インフルエンザをはじめとする野鳥の感染症管理についての具体的規定はない。

### ● 厚生省

#### ・「感染症法」

高病原性鳥インフルエンザ（H5、H7 亜型）が4類感染症として指定され、届け出の対象となっている。この法律の基本的対象は人の感染症である。

2003年に展示施設における飼育動物の人畜共通感染症管理についてのガイドラインが出されているが、鳥インフルエンザについての具体的規定はない。

### ● 環境省

種の保存法はもとより、保護増殖事業や渡り鳥に関するさまざまな条約や指針のなかにも、野鳥の感染症に関する具体的規定はない。

### ● 輸入に関する規定（農水省、経済産業省）

家禽以外の鳥に関する感染症管理は充分とはいえない。輸出国の証明書は必要とされているが、検疫係留期間は設定されていない。通常時はルーティンな鳥インフルエンザの検査はなされておらず、肉眼による判定が主である。これは、展示鳥、愛玩鳥だけでなく、ダチョウなど、法律上家禽の分類に入らない飼育鳥についても同様である。

家禽以外の鳥、すなわち飼育鳥を含めた野鳥および稀少鳥類での扱いや、愛玩鳥（家禽の愛玩鳥も含めて）を家禽と同列の防疫対象とするのが妥当か等の議論も含めて、今後関係諸機関で考えを整理していく必要がある。